



住保機確認第 08-040 号
平成 21 年 3 月 11 日

設計施工基準第 3 条に係る確認について

旭デュポンフラッシュスパンプロダクツ株式会社
代表取締役社長 黒田良 殿



平成 20 年 12 月 11 日付けでいただきました「タイベックルーフライナー」に係る申出につきましては、当機構住宅瑕疵担保責任保険（まもりすまい保険）設計施工基準第 3 条に基づき、下記のとおり取扱いができることを確認いたしましたので通知いたします。

つきましては保険契約申込み手続き等に遺漏がないようお願い申し上げます。

記

1. 工法または建築材料の名称
タイベックルーフライナー
2. 工法または建築材料の概要
透湿防水ルーフィング（ポリエチレン不織布性屋根用下葺き材）
3. 適用地域
全国
4. 適用範囲・部位
木造住宅の屋根
5. 当該工法または建築材料を用いた場合に適用を除外する条項
設計施工基準第 7 条第 2 項一号（勾配屋根の下葺材）
6. 保険契約申込み手続きのための要件
 - ①保険契約申込みの際に本書の写しを提出してください。
 - ②矩計図等に当該仕様を用いることを明記いただくよう、設計者へご指示ください。
7. 適用日
平成 20 年 6 月 2 日以降にまもりすまい保険の保険契約申込みを受け付けた住宅から適用します。ただし、本書発行後であっても保険契約上、引受けることができないと認められる場合には両者協議の上、変更又は取消しを行う場合があります。